

議案第152号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(開示、訂正及び利用停止の特例)			(開示、訂正及び利用停止の特例)		
第7条 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第2章第2節の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			第7条 [同左]		
[略]			[同左]		
第35条	提供先	提供先（ <u>情報提供等記録（特定個人情報保護条例第2条第5項に規定する情報提供等記録をいう。以下同じ。）</u> ） <u>にあつては、内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者</u>	第35条	提供先	提供先（ <u>情報提供等記録</u> ） <u>にあつては、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例</u>

	<p>又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者)</p>		<p>事務関係情報提供者)</p>
[略]		[同左]	
[2 略]		[2 同左]	
備考 表中の[ ]の記載は注記である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保有特定個人情報の訂正を行った場合の通知先を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。